

LINE WORKS Vision 契約約款



## 第1条 (サービスについて)

1. 株式会社USEN NETWORKS(以下「当社」といいます。)は契約者(第5条で定義します。)に対して、「LINE WORKS Vision 契約約款」(以下「本約款」といいます。)に従い、LINE WORKS 株式会社が提供するクラウド型レコーディングサービス「LINE WORKS Vision」の対応ハードウェア(第5条で定義します。)を販売し、「LINE WORKS Vision」の使用を再承諾するものとします。(総称して、以下「本サービス」といいます。)
2. 契約者は、本約款の内容を承諾のうえ、本サービスを利用するものとします。

## 第2条 (約款の変更)

1. 当社は以下の場合に、当社の裁量により、本約款を変更することができるものとします。
  - ① 本約款の変更が、契約者の一般の利益に適合するとき。
  - ② 本約款の変更が、利用契約の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。
2. 当社は前項による本約款の変更にあたり、本約款を変更する旨及び変更後の本約款の内容とその効力発生日を、効力発生日の1ヶ月前までに当社ウェブサイトに掲示するものとします。変更後の本約款の効力発生日以降に契約者が本サービスを利用したときは、契約者は、本約款の変更に同意したものとみなします。

## 第3条 (通知)

1. 約款及び個別規定等に基づき当社が契約者に対して行う通知その他の連絡(以下、本条において「通知等」といいます。)は、電子メールの送信、書面の郵送、当社のホームページでの掲載その他当社が適当と判断する方法により行います。
2. 通知等を電子メールの送信又は書面の郵送により行う場合、当社は契約者が当社に届け出ている連絡先に宛てて通知します。
3. 通知等は、当社が当該通知等の内容を記載した電子メールや書面を送信もしくは発送した時点、又は当社のホームページ上に掲載した時点より効力を生じるものとします。

## 第4条 (適用関係)

1. 本サービスには、本約款ならびにその他の個別規定及び追加規定(以下、総称して「個別規定等」といいます。)が適用されるものとし、本約款及び個別規定等は、第7条に定める契約者と当社の間で締結される利用契約の内容となります。
2. 本サービスに関して、「御見積書」・「御申込書」、「本約款」、「個別規定等」及び「参照約款」(第15条で定義します。)の規定が抵触するときは、「御見積書」・「御申込書」、「個別規定等」、「本約款」、「参照約款」の順に優先して適用するものとします。

## 第5条 (用語の定義)

本約款で使用する用語の定義は、それぞれ次のとおりとします。

	用語	定義
①	利用契約	当社から本サービスの提供を受けるため、本約款に定める方法により成立する契約
②	契約者	当社と利用契約を締結した者
③	電気通信設備	電気通信を行うための機器及び付帯する通信回線
④	電気通信契約	電気通信設備を利用して、電気通信を行う為に別途電気通信事業者と締結する契約
⑤	対応ハードウェア	本サービスを利用するために必要な機能を搭載した、当社が指定するカメラ、給電ハブ等の機器

⑥	録画データ	対応ハードウェアを通じて撮影された動画、静止画、音声、ログ、その他のデータの総称
⑦	ライセンス	利用契約に基づき契約者に再許諾される、LINE WORKS 株式会社から提供する「LINE WORKS Vision」を利用して録画データを閲覧するための権限
⑧	認証情報	ライセンスに紐づく録画データ閲覧画面のアドレス、ID、パスワード等の認証情報

#### 第6条（業務の委託）

当社は、本サービスを円滑に提供するために、業務の一部を当社が別途指定する第三者（以下「再委託先」といいます。）に委託することがあります。

#### 第7条（契約の成立）

1. 利用契約は、利用希望者が本約款に同意したうえで当社の別途定める手続きに従い利用契約申込みをし、当社が利用希望者を契約者として登録することにより成立するものとします。
2. 当社は、利用申込があった場合でも、次のいずれかの場合には利用申込を承諾しないことがあります。
  - ① 利用希望者が、以前に当社との契約上の義務の履行を怠ったことがある場合。
  - ② 利用申込時に虚偽の事実を申告したことが判明した場合。
  - ③ 利用希望者が、本約款に基づく金員の支払いを怠るおそれがあると認められる相当な理由がある場合。
  - ④ 利用希望者が、当社又は再委託先の商標権を侵害したこと等がある場合。
  - ⑤ 本サービスを提供すること又は保守することが技術上著しく困難な場合。
  - ⑥ その他、利用希望者が本約款に違反し、又は本約款に違反するおそれがあると認められる相当な理由がある場合。
  - ⑦ 前各号の事由に準じ、当社が本サービスの利用申込を適当でないと判断した場合。
3. 契約者は、利用申込書に記載した組織名、所在地、代表者氏名、電話番号、支払口座、又は本サービス運営に必要とされる情報に変更がある場合、当社が別途定める方法により、当社又は変更の届け出を行うものとします。当社は、契約者から変更の届け出があった場合、その届け出に対して前項各号の規定を準用します。なお、契約者が当社の定める方法により変更手続きを行わなかったことにより損害を生じた場合、当社は一切の責任を負わないものとします。
4. 本サービスの提供は日本国内に限るものとします。

#### 第8条（契約の有効期間）

1. 本サービスの提供開始日（以下「提供開始日」といいます。）は、当社による対応ハードウェアの発送完了日とします。
2. 利用契約の有効期間は、別段の定めがある場合を除き、提供開始日から約款の定めに従い契約者又は当社から解除されるまでとします。

#### 第9条（利用料）

本サービスに関する利用料は、別紙1＜料金表＞に定めるところによります。

#### 第10条（利用料の支払い義務）

1. 契約者は、別段の定めがある場合を除き、提供開始日から起算して、利用契約の終了日までの期間について、料金表に定めるデータ保存に関する月額料金及び運用/保守に関する月額料金を、当社が指定する金融機関の口座に振り込み又は当社が指定する立替代行業者等による掛け払いを利用することにより、当社が指定する期日までに支払うものとします。なお、振込手数料その他の支払に要する費用は契約者が負担するものとします。
2. 契約者は、次の場合を除き、本サービスを利用できなかった期間中の利用料を支払うものとします。

	区別	支払いを要しない利用料
①	契約者の責めによらない理由により、本サービスを全く利用できない状態が生じた場合に、そのことを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が継続したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間(24時間の倍数である部分に限ります)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する本サービスについての利用料金。
②	当社の故意又は重大な過失により本サービスを全く利用できない状態が生じたとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応するその本サービスについての料金。

#### 第11条（電気通信設備、電気通信契約）

契約者は、本サービスの利用に必要な電気通信設備を、自己の責任と費用において電気通信契約を締結して用意するものとします。

#### 第12条（対応ハードウェア）

契約者は、本サービスの利用に必要な対応ハードウェアを、別紙2<対応ハードウェアの売買に関する特則>に従い、当社との間で対応ハードウェアの売買契約を締結することにより用意するものとします。

#### 第13条（メンテナンス）

1. 契約者は、対応ハードウェアを利用するにあたり何らかの障害があった場合、速やかに当社に連絡するものとします。契約者からの申し出によって、本サービスの利用に関わる対応ハードウェアに何らかの異常があることが確認できた場合は、当社は自己の責任において必要な措置を講ずるものとします。ただし、当該異常が契約者による対応ハードウェアの取り扱い等契約者の責めに帰すべき事由に起因する場合は、当社が故障原因の調査又は措置に要した費用を契約者が負担するものとします。
2. 当社は、本サービスの運営に関わる対応ハードウェアの不具合、メンテナンスその他やむを得ない事情により本サービスの提供を休止することがあります。
3. 前項の定めに従い本サービスの提供を休止する場合、当社は事前に契約者に通知するものとします。ただし、当社が予期せぬ不具合等に起因し、緊急にメンテナンスを行う場合においてはこの限りではありません。

#### 第14条（保守サポート）

1. 当社は、対応ハードウェアの利用に不具合が生じた時は、当社による、不具合解消のための電話でのサポート、訪問点検等の保守作業を行うものとし、当該保守作業の料金は、保守作業時にお見積りさせていただくものとします。ただし、訪問が生じる場合、交通費の実費については、契約者が負担するものとします。なお、保守作業の基本受付時間は平日9時～17時とし、不具合の発生時間等の理由によって、訪問時間は契約者の希望に添えない場合があります。
2. 前項の保守作業の結果、対応ハードウェアの修理、交換が必要な場合、当社は、対応ハードウェアの取外し、取付け、ネットワーク設定等の必要な作業を行います。ただし、当該作業にかかる費用については、別途、契約者と当社間で協議の上定めるものとします。
3. 前項により、当社が契約者のネットワークの設定又は再設定を行なう必要がある場合、当社の責ないし予見の有無にかかわらず、ネットワークに接続された対応ハードウェア以外の契約者又は第三者のシステム、ソフト・機器等に損害が生じた場合、契約者が当該損害を負担するものとします。
4. 対応ハードウェアの修理、交換に際し、対応ハードウェアが保証期間外である場合は、メーカーでの修理にかかる費用（メーカー修理費、見積料、送料等）については、契約者が負担するものとします。
5. 本条による保守作業は、対応ハードウェアの利用により発生した不具合を完全に解消すること及び不具合の発生を未然に防止することを、保証するものではありません。
6. 不具合の発生時間等の理由により、対応ハードウェアの利用状況によっては、電話でのサポートについて、直ちに対応できない場合があります。

#### 第15条（録画データ）

1. 契約者は、当社が再許諾する「LINE WORKS Vision」のライセンスに基づいて、録画データを閲覧することができます。
2. 契約者は、LINE WORKS 株式会社が定める「LINE WORKS Vision サービス利用規約」([https://line-works.com/ai-product/terms/vision\\_terms/](https://line-works.com/ai-product/terms/vision_terms/) 以下「参照約款」といいます。)の内容を承諾のうえ、「LINE WORKS Vision」を利用するものとします。

#### 第16条（認証情報の管理責任）

1. 契約者は、認証情報の管理責任を負うものとします。
2. 契約者は、認証情報を第三者に利用させる行為、貸与、譲渡、名義変更、売買、質入等をしてはならないものとします。
3. 契約者は、第三者の認証情報を利用、借用、譲受、購入等をしてはならないものとします。
4. 認証情報の紛失、漏洩、盗難等の管理不十分、第三者による不正使用、又は契約者の使用上の過誤等により発生した損害について、当社は一切責任を負わないものとします。
5. 認証情報のうち、パスワードは契約者の責任において一定期間毎に変更し、漏洩、盗難、不正使用等に対する予防措置を講ずるものとします。
6. 当社は、認証情報の漏洩、紛失、不正使用等の発生を確認した場合、直ちに認証情報の無効化措置を講ずることができるものとします。また、契約者が認証情報の紛失、漏洩、盗難、不正使用等の発生を確認した場合は、直ちに当社へ所定の手段で報告するものとし、当社の指示に従い認証情報の変更を申請するものとします。
7. 認証情報は、利用契約の終了時に失効するものとします。
8. 当社は、本サービスのセキュリティ向上のため、自ら必要と認めた場合、認証情報の組み合わせ方法、桁数、その他認証方法を含めた認証情報の一部又は全部を変更することができるものとします。

#### 第17条（オプションサービス）

当社は、本サービスに付随関連したオプションサービスを提供する場合があります。なお、本約款の内容は、オプションサービスに対しても本サービスと同様に適用されるものとします。ただし、当社が別途定める場合は、その定めを適用するものとします。

#### 第18条（禁止事項）

契約者は、本サービスの利用にあたっては、次の各号に定める事項(以下「禁止事項」といいます。)を行ってはならないものとします。なお、当社は、契約者が禁止事項を行ったことを発見した場合、契約者による本サービスの利用を停止できるものとし、契約者が行った禁止事項により損害を被った場合は、契約者に賠償を求めることができるものとします。

- ① 本約款及び利用申込書記載事項又は利用契約に反する方法で、本サービスの提供を不正に受けること、また受けようとする事。
- ② 本サービスの運営を妨げる行為。
- ③ 他の契約者に障害が生じる、又はその恐れがある行為。
- ④ その他法令に違反し、又は当社が不適切と判断する行為。
- ⑤ 録画データを連続してダウンロードする等、電気通信設備、対応ハードウェアに過度の負荷をかける行為。

#### 第19条（免責事項）

1. 当社は、以下の場合については損害賠償及び復旧等の責を免れるものとします。
  - ① 天災、事変、騒乱及びその他不可抗力に起因する本サービスの障害。

- ② 当社の責に帰さない事由による本サービスの障害。
  - ③ 当社の責ないし予見の有無によらず、契約者の逸失利益、間接的付随的損害その他の拡大的損害。
  - ④ 台風、地震、落雷等の自然災害に起因する対応ハードウェアによる契約者の動産、不動産に対する損害。
  - ⑤ 契約者が別途利用する電気通信設備又は電気通信契約を起因とする損害。
  - ⑥ 対応ハードウェアの自動ソフトウェアアップデート等に起因する損害。
  - ⑦ 対応ハードウェア以外の製品を利用して本サービスを利用することに起因する損害。
2. 本サービスで利用する対応ハードウェアにて送信する録画データには、被写体のプライバシー、肖像権などにかかるデータが含まれる場合があります、契約者は、本サービスを利用した撮影にあたっては、自己の責任において、被写体のプライバシー、肖像権など、第三者の権利を考慮の上、撮影するものとします。なお、契約者と第三者との間で、当該権利などに関する争議等が生じた場合、契約者は自己の責任と費用を以て解決するものとします。
  3. 本サービスにおいて、対応ハードウェアにより送信された録画データは、電気通信設備や対応ハードウェア、電気通信の経路における各種設備の不具合、障害等に起因して消失する可能性があります。なお、当社は焼失した録画データ等の復元は行なわないものとし、録画データの消失に起因する損害の補償を免れるものとします。
  4. 当社は、契約者が本サービスを利用することにより第三者との間で生じた紛争等に関して、一切責任を負わないものとします。

#### 第20条（契約者による解約）

1. 契約者は、解約希望日に1か月前までに当社所定の手続に従って通知することにより、利用契約を解約することができます。
2. 前項の解約通知は契約者本人が行うものとし、当社は契約者以外からの解約通知を一切受け付けません。

#### 第21条（契約の解除等）

1. 当社は、契約者が次の各号に該当した場合、何ら催告をすることなく、契約者に対する本サービスを停止し、直ちに利用契約を解除できるものとします。
  - ① 本約款の定めに違反した場合。
  - ② 利用契約に基づき発生した債務の全部、又は一部について不履行があり、相当の期間を定めた催告を受けたにもかかわらず、当該期間内に履行しない場合。
  - ③ 当社に届け出た事項に変更があり、その変更の届け出を速やかに行わない場合、また変更後の内容が本約款に違反する場合。
  - ④ 自己の振出した手形、又は小切手が不渡りとなった場合。
  - ⑤ 監督官庁より営業の取消、停止等の処分を受けた場合。
  - ⑥ 第三者より仮差押、仮処分、又は強制執行を受けた場合。
  - ⑦ 破産、特別清算、民事再生手続開始、会社更生手続開始の申立があった場合。
  - ⑧ 解散の決議をした場合。
  - ⑨ 信用状況が悪化、又はその恐れがある場合に、担保の差入要請に応じなかった場合。
  - ⑩ 第18条に定める禁止事項を行った場合。
  - ⑪ その他前各号に準じて利用契約を継続し難い事由があると当社が判断した場合。
2. 当社によって、利用契約を解除された者が、再び本サービスの提供を希望する場合は、利用契約を解除された原因を除去した後に、新たに所定の利用申込みをする必要があります。
3. 当社は本条に定める契約の解除を行った場合であっても、当該契約者に対する損害賠償請求権を失わないものとします。

## 第22条（本サービスの変更又は廃止）

1. 当社は、業務上の都合により、本サービスの機能の一部又は全部を変更する場合があります。
2. 当社は、本サービスを提供することが客観的に困難な事態が生じた場合、本サービスの一部又は全部を廃止する場合があります。
3. 当社は、3ヶ月以上前までに契約者に通知することによって、本サービスを廃止することができるものとし  
ます。
4. 本条に定める本サービスの変更又は廃止によって契約者に生じた損害について、当社は一切の責任を  
負いません。

## 第23条（個人情報の保護）

1. 当社は、本サービスを遂行するため契約者より提供を受けた個人情報（個人情報の保護に関する法律  
に定める「個人情報」をいいます）を、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び当社  
が別途定める「個人情報保護方針／個人情報の取扱いについて（[https://usen-  
networks.co.jp/privacy.php](https://usen-networks.co.jp/privacy.php)）」（以下「当社規程」といいます。）に基づいて適正に取り扱います。
2. 当社は、契約者の個人情報について、当社規程に定める目的のほか、以下の目的で利用します。
  - ① 契約者への本サービスの提供
  - ② 契約者の管理
  - ③ 本サービスの運営上必要な事項の連絡
  - ④ 本サービスの利用に必要なとなる機材等の梱包、発送業務
  - ⑤ 料金の請求に関する業務
  - ⑥ 契約者からの問合せへの対応業務
  - ⑦ 当社が発行するメールマガジンの配信
  - ⑧ 当社及び第三者のサービスなどの広告、宣伝、販売の勧誘
  - ⑨ キャンペーンや懸賞企画、アンケートなどの本サービスに関する業務
  - ⑩ 新サービスに向けて必要な調査、アンケートやマーケティングの分析
3. 当社は、当社規程に従い個人情報を適切に保護するものとします。ただし、（イ）契約者の同意が得られ  
た場合、（ロ）法令等により開示が求められた場合、犯罪捜査など法律手続の中で開示を要請された場  
合又は消費者センター、弁護士会等の公的機関から正当な理由に基づき照会を受けた場合、（ハ）合  
併、営業譲渡その他の事由による事業の承継の際に、必要に応じ開示することがあります。
4. 当社は、当社規程に従い、本条で定める利用目的の範囲内で業務の全部又は一部を第三者に委託す  
る場合があります。
5. 本条の規定は、本サービス終了後も有効に存続するものとします。

## 第24条（権利の譲渡）

契約者は、利用契約上の権利又は義務の全部又は一部について、譲渡、担保設定その他の処分をす  
ることはできないものとします。

## 第25条（契約上の地位の継承等）

1. 相続又は法人の合併もしくは分割により、契約者の地位の承継があったときは、相続人又は契約者の地  
位を承継した法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて、当社に届け出ていただきます。
2. 前項の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者と定  
め、これを届け出ていただきます。代表者を変更したときも同様とします。
3. 当社は、前項の定めによる代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの1人を代表者  
として取り扱います。

## 第26条（反社会的勢力の排除）

1. 契約者又は当社は、相手方が第2項から第4項までのいずれかの項に反する場合に何らの催告を要せず利用契約を解除することができるものとします。また、これにより解除した当事者に損害が生じた場合は解除を受けた当事者が賠償するものとし、解除した当事者は、解除を受けた当事者が被った損害を賠償する責任を一切負わないものとします。
2. 現在又は将来にわたって、次の各号の反社会的勢力の何れにも該当しないこと。
  - ① 暴力団
  - ② 暴力団員
  - ③ 暴力団準構成員
  - ④ 暴力団関係企業
  - ⑤ 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ
  - ⑥ その他、前各号に準ずるもの
3. 現在又は将来にわたって、前項の反社会的勢力又は反社会性勢力と親密な友好関係にある者(以下「反社会性勢力等」といいます。)と次の各号の何れにも該当する関係を有しないこと。
  - ① 反社会性勢力等によって、その経営を支配されている関係
  - ② 反社会性勢力等が、その経営に実質的に関与している関係
  - ③ 反社会性勢力等に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなどの関係
  - ④ その他、反社会性勢力等との社会的に非難されるべき関係
4. 相手方に対して自ら又は第三者を利用して次の各号の何れの行為もしないこと。
  - ① 暴力的な要求行為
  - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
  - ④ 風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の信用を毀損し又は相手方の業務を妨害する行為
  - ⑤ その他、前各号に準ずる行為

#### 第27条（協議解決）

本約款の解釈に疑義が生じた場合、又は本約款に定めのない事項については、契約者及び当社は誠意をもって協議し解決するものとします。

#### 第28条（準拠法及び管轄裁判所）

1. 利用契約の成立、効力、履行及び解釈に関しては日本国法が適用されるものとします。
2. 利用契約に関わる紛争については、訴額に応じて東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### 附則

2024年7月17日制定



別紙1

<料金表>

・対応ハードウェアに関する料金

名称	型番	料金(各1台あたり)
バレットカメラ	LBC-01	38,000 円(税込み 41,800 円)
ドームカメラ	LDC-01	45,000 円(税込み 49,500 円)
マイク内蔵ドームカメラ	LDC-02	50,000 円(税込み 55,000 円)
PoE 給電ハブ(4ポート)	MS-S0204-EL	16,000 円(税込み 17,600 円)
PoE 給電ハブ(8ポート)	MS-S0208-GL	29,000 円(税込み 31,900 円)

・データ保存に関する月額料金

名称	料金(カメラ1台あたり)
クラウド保存(7日間)	1,100 円(税込み 1,210 円)
クラウド保存(14日間)	1,500 円(税込み 1,650 円)
クラウド保存(30日間)	1,900 円(税込み 2,090 円)

・運用/保守に関する月額料金

名称	料金(カメラ1台あたり)
キitting/CMS 管理/問い合わせ対応/保守	500 円(税込み 550 円)

## 別紙2

### < 対応ハードウェアの売買に関する特則 >

#### 第1条(本特則の適用範囲)

本特則は、当社が契約者に対して、対応ハードウェアを販売する場合に適用する条件を定めたものです。

#### 第2条(契約の成立)

対応ハードウェアの売買契約(以下「売買契約」といいます。)は、契約者の提出する注文書に対して当社から注文請書を発行すること、又は契約者から当社に提出する利用申込書に当社が承諾することによって、成立するものとします。

#### 第3条(引渡)

1. 当社は、注文請書又は利用申込書に記載の期日までに契約者に対応ハードウェアを引き渡すものとします。
2. 対応ハードウェアの引渡場所は契約者の指定する場所とし、指定場所での契約者の受領をもって契約者への引渡は完了します。
3. 引渡場所までの運賃は、原則として当社の負担とします。

#### 第4条(納品)

契約者は、当社より対応ハードウェアを受領した後、その対応ハードウェアを検査するものとし、その対応ハードウェアが種類、品質又は数量に関して売買契約の内容に適合しないものである場合には、引渡しから6営業日以内に当社に通知するものとします。なお、当社は、かかる通知のあった対応ハードウェアについては、自らの費用をもって代替品の引渡又は不足分の引渡しを行うものとします。契約者から通知がない場合は、当該期間をもって引渡しを完了したものとみなします。

#### 第5条(設置工事)

1. 当社は、契約者からの依頼に基づき、契約者の指定する場所において対応ハードウェアの設置工事を行うものとします。
2. 設置工事の代金は、注文請書又は利用申込書に記載のとおりとします。
3. 契約者は、第3条の引渡期日までに設置場所の環境を整え、必要な電源工事等を行い工事受け入れの準備を完了するものとします。
4. 契約者は、当社から設置工事が完了した旨の連絡を受けたときは、設置工事の完成を確認するための検査をするものとし、その設置工事が種類又は品質に関して売買契約の内容に適合しないものである場合には、連絡を受けた時から7日以内に当社に通知するものとします。なお、当社は、かかる通知のあった設置工事については、当社の費用をもって修補するものとし、修補後の設置工事も本項本文の設置工事に準じて取り扱うものとします。
5. 契約者が当社に第1項の設置工事を注文した場合、第3条の対応ハードウェア引渡は、当社の設置工事完了時に完了するものとします。
6. 当社が第1項の設置工事を請負う場合、動作確認を行う上で対応ハードウェアの工場出荷時の初期パスワードを利用することがあります。なお、契約者はあらかじめ当社が工場出荷時の初期パスワードを利用することに同意します。

#### 第6条(代金支払)

契約者は、別紙1<料金表。対応ハードウェアに関する料金に定める対応ハードウェアの料金及び本特則第5条第2項に定める設置工事の代金を、当社からの請求に基づき、支払期日までに、当社の指定する金融機

関口座への振込により、当社に支払うものとします。なお、支払の際の金融機関手数料は契約者の負担とします。

#### 第7条(所有権の移転)

対応ハードウェアの所有権は、対応ハードウェアの代金決済と同時に当社から契約者に移転するものとします。

#### 第8条(危険負担)

対応ハードウェアの引渡前に生じた対応ハードウェアの滅失、毀損その他一切の損害は、契約者の責めに帰すべきものを除き当社の負担とし、対応ハードウェアの引渡後に生じたこれらの損害は、当社の責めに帰すべきものを除き契約者の負担とします。

#### 第9条(不可抗力)

天災地変、紛争等、当社の責によらない事由により、当社から契約者への商品引渡しに支障が生じた場合であっても、当社は契約者に対して何ら損害賠償の責を負わないものとします。

#### 第10条(保証期間)

1. 対応ハードウェアの保証期間は、対応ハードウェアの工場出荷時から1年間とします。
2. 前項に定める保証期間内に、契約者から当社に対し、対応ハードウェアの種類又は品質もしくは設置工事に関して、売買契約の内容に適合しない旨の通知があったときは、当社は無償で修理又は良品交換もしくは追加工事をするものとします。ただし、契約者が引渡しの際にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りではありません。
3. 第1項に定める保証期間内に、当社の責めに帰さない事由により生じた対応ハードウェアの故障等については、当社は前項の責を負わないものとします。なお、当該故障等が発生した場合、当社は、以下の各号に定める作業を有償で行い、契約者は当社の見積に基づき、当該作業に対する作業費、出張費を支払うものとします。
  - ①契約者の要請による対応ハードウェアの移設、撤去などの作業
  - ②誤操作、落下等契約者の責による対応ハードウェアの損傷、故障の修復
  - ③当社又は当社の指定する第三者以外による改装、若しくは修理による損傷、故障の修復作業
  - ④事故、自然災害による損傷、故障の修復作業
  - ⑤前各号における作業の作業員の出張費用

以上